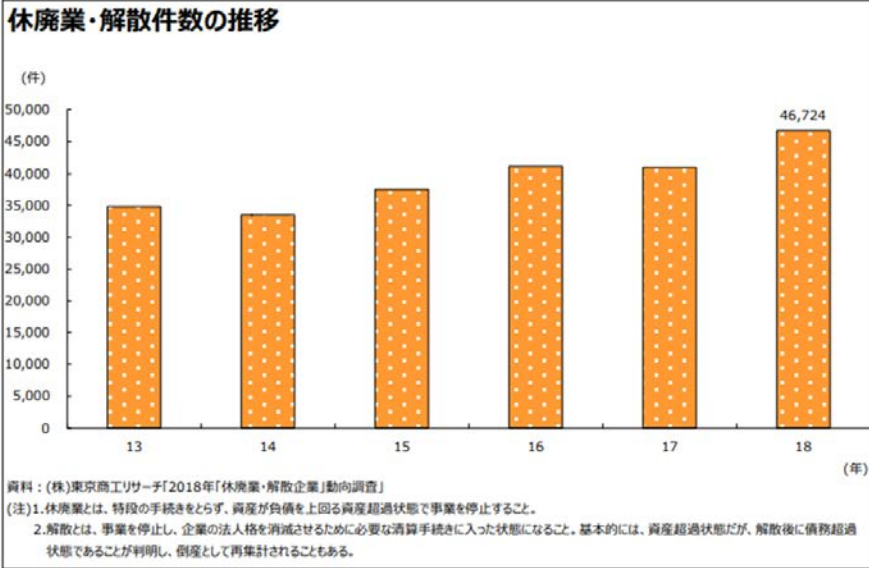


令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項目名	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の見直し	
税目	相続税 贈与税 （租税特別措置法第70条の6の8から第70条の7の8まで、租税特別措置法施行令第40条の7の8から第40条の8の8まで、租税特別措置法施行規則第23条の8の8から第23条の12の5まで）	
要望の内容	<p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。こうした中で、平成30年度税制改正において、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度（事業承継税制）について、10年間の特例措置として、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われたところ。また、令和元年度税制改正においても、手続きにおいて一定の添付書類を不要とする等、手続きの簡素化等が行われたところ。</p> <p>また、令和元年度税制改正において青色申告を行っている個人事業者を対象に、個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）が創設されたところ。</p> <p>法人版事業承継税制については、中小企業経営者の高齢化を踏まえ、後継者の役員要件の緩和、その他の所要の見直しを行うことにより、制度のより一層の活用促進を図る。</p> <p>個人版事業承継税制については、対象となる特定事業用資産の緩和、その他の所要の見直しを行うこと等により、制度の更なる活用促進を図る。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	ー 百万円 （ ▲62,000 百万円） （ ー 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。このように、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展を確保することが喫緊の課題となっている。</p> <p>また、事業承継の円滑な実施は、事業が継続されることによる雇用の維持に加え、休廃業企業のうち一定数は経常利益が黒字であること、経営者の年齢が若いと売上高が増加する傾向があることも踏まえると、地域経済の維持・活力向上の観点でも極めて重要。</p>									
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 1245 536 1447"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="536 1245 1479 1447"> <p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1447 536 1671"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1447 1479 1671"> <p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1671 536 1872"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間は</p> </td> <td data-bbox="536 1671 1479 1872"> <p>法人版事業承継税制 (一般措置) 期限の定めなし。 (特例措置) 令和9年末まで。 個人版事業承継税制 令和10年末まで。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1872 536 2083"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1872 1479 2083"> <p>政策の達成目標と同じ。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間は</p>	<p>法人版事業承継税制 (一般措置) 期限の定めなし。 (特例措置) 令和9年末まで。 個人版事業承継税制 令和10年末まで。</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p>									
<p>政策の達成目標</p>	<p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p>									
<p>租税特別措置の適用又は延長期間は</p>	<p>法人版事業承継税制 (一般措置) 期限の定めなし。 (特例措置) 令和9年末まで。 個人版事業承継税制 令和10年末まで。</p>									
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ。</p>									

		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、3万件台から4万件台に推移している。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により事業承継を促進することが必要不可欠。</p>  <p>休廃業・解散件数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>約35,000</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>約34,000</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>約38,000</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>約42,000</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>約41,000</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>46,724</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：(株)東京商工リサーチ「2018年「休廃業・解散企業」動向調査」 <small>(注)1.休廃業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。 2.解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。</small></p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 平成30年度税制改正における抜本拡充以来、特例承継計画の提出件数は7,186件（平成30年4月から令和2年7月の間の集計）となっており、事業承継に一定の貢献をしてきた。</p>	年	件数	13	約35,000	14	約34,000	15	約38,000	16	約42,000	17	約41,000	18	46,724
年	件数																
13	約35,000																
14	約34,000																
15	約38,000																
16	約42,000																
17	約41,000																
18	46,724																
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。適用見込み 約3,000件/年（平成30年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定）</p>	<p>制度の適用を受ける中小企業者の事務負担が軽減されること等により、制度活用のより一層の促進に繋がる。</p>														
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法第69条の4） ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法第9条の7）</p>	<p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。</p> <p><法律> ・経営承継円滑化法 遺留分に関する民法特例 208件（平成31年3月末時点） 金融支援 144件（平成30年8月末時点）</p> <p><予算措置> ・事業承継・世代交代集中支援事業（平成30年度補正予算（50億円））</p>														

		・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業（平成31年度当初予算（61.1億円））
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。
	要望の措置の妥当性	平成30年度税制改正において各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われ、令和元年度税制改正においても認定申請時・各種報告時の手続きを見直し等が行われ、さらに個人版事業承継税制が創設されたが、更なる制度改善を行い本税制措置のより一層の活用促進を図る。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p><平成30年> 特例承継計画の申請件数：1,885件 （平成30年4月30日～平成30年12月31日）</p> <p><令和元年> 特例承継計画の申請件数：3,824件 （平成31年1月1日～令和元年12月31日）</p> <p><令和2年> 特例承継計画の申請件数：1,477件 （令和2年1月1日～令和2年7月31日）</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。
	前回要望時の達成目標	相続税・贈与税が負担となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業経営者について、税負担の軽減により円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済・雇用の維持・活性化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの
要望経緯

平成14年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設
平成15年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用
平成16年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ
平成18年度改正	物納手続の改善
平成19年度改正	種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設
平成20年度改正	平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定(税制改正大綱)
平成21年度改正	平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設
平成22年度改正	相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等
平成23年度改正	相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等
平成25年度改正	親族外承継の対象化、雇用の5年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等
平成27年度改正	猶予継続贈与による免除規定の設置
平成29年度改正	雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等
平成30年度改正	猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充
令和元年度改正	贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設
令和2年度改正	常時使用する従業員の定義の見直し